相続手続きの流れ

項目	内容	予定日	委託
死亡届の 提出	死亡を知った日から 7日以内 に市区役所・町村役場に死亡診断書を添えて提出します		
	市営葬等の場合は葬儀の前に、死亡届を提出しなければなりません		
	死亡者(被相続人といいます)の遺言書があるかどうかを確認します		
遺言書有 無の確認	第二者(被相続人といいます)の過言者があるかとうかを確認します 遺言書の有無によりその後の手続きは大きく変わってきますので、遺言書		
	がある場合の手続きの流れは別紙を参照してください。		
通夜•葬儀			
\ _			
法定相続 人の調査	被相続人の戸籍簿・除籍簿・原戸籍簿等から、民法で定められている相続人(法定相続人)を調査・確定します		0
八〇加且	例の人(五足行列の人)を副旦 単正定しより		
海立の部	被相続人の負債も含めた相続財産を調査し、不動産・有価証券などは評		
遺産の調 査・評価	価額を算出します。財産が明らかになっていない事も多く、遺産の調査に		
上 計画	は比較的時間がかかります		
財産目録	財産を一覧にした目録を作成し、分割協議の際に利用します。		
別性日郵の作成	別性を一見にした日球を作成し、万割協議の際に利用します。		0
05 11 150			
相続税の	分割協議の前に取得方法による節税額のシミュレーションを行い、概算の		
試算	相続税を試算します		
	1		
相続の	相続財産で債務が多いときは、相続の放棄や限定承認手続きをします		
放棄・	手続きは家庭裁判所で行い、相続開始後 3ヶ月以内にしなければなりま		0
限定承認	せん		
準確定 申告	被相続人が確定申告をされていた場合は、死亡から4ヶ月以内に所得税		
	の申告をしなければなりません。これを準確定申告といいます。準確定申		0
	告は相続人が連署で申告します		
Auto I A I I			
遺産分割	相続人間で相続財産をどのように分割するかを協議します		
協議	分割協議は相続人全員出席が原則です		

相続手続きの流れ

遺産分割 協議書 作成	分割協議が無事終了すれば遺産分割協議書を作成します。 遺産分割協議書は名義変更・相続税納付の際に必要です	•
11 124	_	
登記•名義 変更	預貯金や不動産などの解約・名義変更をします	0
	•	
相続税 納税	相続税の納税期限は死亡から 10ヶ月以内 です	•

●:基本業務

〇:オプション業務